第一種フロン類充塡回収業者廃止届出書

年　　月　　日

（宛先）
滋賀県知事

（届出義務者）
（郵便番号）
住　　所

氏　　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）
電話番号

第一種フロン類充塡回収業を廃止したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３３条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃止する第一種フロン類充塡回収業者の住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）および登録番号	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）
	登録番号　　２５Ａ
届出事由が生じた日	年　　月　　日
廃止する事由 （該当する項目を丸で囲む）	１　死亡 ２　法人が合併により消滅 ３　法人が破産により解散 ４　法人が合併および破産以外の理由により解散 ５　滋賀県の区域内において第一種フロン類充塡回収業を廃止

備考１　廃止した日から３０日以内に届け出をすること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
３　第一種フロン類充塡回収業者登録通知書およびその年度における第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書を添付すること。
４　廃止する事由およびその届出義務者は次のとおりです。
(1) 死亡（届出義務者：その相続人）
(2) 法人が合併により消滅（届出義務者：その法人を代表する役員であった者）
(3) 法人が破産により解散（届出義務者：その破産管財人）
(4) 法人が合併および破産以外の理由により解散（届出義務者：その清算人）
(5) 滋賀県の区域内において第一種フロン類充塡回収業を廃止（届出義務者：登録業者）